

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

1. 2025 年度大阪府におけるハンセン病問題対策予算について

大阪府が「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務として現在実施している、ハンセン病回復者と家族の福祉の増進を図るための施策とハンセン病問題解決に向けての啓発等について、2025年度予算について明示してください。

ハンセン病回復者支援センター職員は全員嘱託職員です。非正規なので、不安定であり、若い世代が仕事として続けて行けるよう、大幅な人件費の拡充を求めます。

（回答）

○ ハンセン病療養所入所者等支援事業費として令和7年度予算は 18,106 千円（R6 予算 17,286 円）を計上しています。4 事業の内訳については、次のとおりです。

- 1 社会復帰希望者支援事業 12,821 千円（R6 予算 11,501 千円）
ハンセン病療養所入所者の社会復帰に対する支援を行うための経費
- 2 社会復帰促進基盤整備事業 1,200 千円（R6 予算 1,142 千円）
府民への啓発等、研修会、講演会や入所者との交流を通じた事業を開催するための経費
- 3 ハンセン病問題対策事業費（入所者訪問等）822 千円（R6 予算 714 千円）
入所者訪問及び見舞金の支給等の経費
- 4 療養所在所者支援事業 3,263 千円（R6 予算 3,929 千円）
本府ゆかりの入所者を対象とした里帰り事業に要する経費

○ 事業費全般について、物価高騰等社会情勢の変化を踏まえ、令和7年度は前年度より増額しています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

3. 大阪府としての謝罪と名誉回復の取り組みについて

①知事にハンセン病療養所に出向き、入所者と面談し実態を知っていただくとともに、納骨堂にお参りし、謝罪と哀悼の意を表してください。また、外島保養院の跡地で開催される追悼式典や「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」の式典にも知事とともに大阪府職員も出席してください。

（回答）

- 知事のハンセン病療養所訪問については、これまで平成13年に国立療養所邑久光明園を訪問し、亡くなった方への追悼や入所者への謝罪など、それまでの国や自治体による誤ったハンセン病隔離施策についての謝罪の意を表したところです。
- 知事及び大阪府職員の療養所訪問や追悼式典等への出席については、必ずしも確約できるものではありませんが、その都度、関係課と相談してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

3. 大阪府としての謝罪と名誉回復の取り組みについて
②いちょうの会と知事との面談を実現してください。

（回答）

- 知事と退所者の方々との面談については、これまで平成14年、23年、24年にお会いし、これまでのご苦勞をお聞きするとともに、国及び自治体の施策が誤っていたことについて、謝罪を行いました。
- なお、知事と退所者の面談については、必ずしも確約できるものではありませんが、その都度、関係課と相談してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

4. 差別と偏見解消のための啓発活動の充実について

（3） 歴史資料の保存・活用

①外島保養院の歴史をのこす会は、2014年に発足しました。国立ハンセン病療養所邑久光明園、同入所者自治会、ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会、市民が共同代表となり活動しています。外島保養院跡地にある慰霊碑設置場所に、二府十県で運営していた外島保養院なので、他府県と連携し、大阪府が主管となって外島保養院の説明および謝罪と追悼の意を示すプレートを設置してください。

（回答）

- 外島保養院は、明治42（1909）年4月に近畿等の2府10県（大阪、京都、兵庫、奈良、三重、滋賀、和歌山、福井、石川、富山、岐阜、鳥取）が協力し、公立のハンセン病療養所「第三区連合府県立外島保養院」として開設されました。
- こうした経緯から、ご要望の内容は大阪府単独で判断することはできませんが、記念碑の設置に係る河川の占有許可申請や、記念碑への訪問時の道路占有許可申請の手続きは大阪府が行っており、今後もこの記念碑に係る許可申請手続きを行ってまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

4. 差別と偏見解消のための啓発活動の充実について

（3） 歴史資料の保存・活用

②「白鳥寮」「柴島健康相談所」の跡地に説明板を設置し、「らい予防法」の下どのような役割を果たしてきたのかがわかるようにしてください。

（回答）

○ 「白鳥寮」は、ハンセン病に感染していない児童が、療養所内で義務教育を終了し社会に出た時、身許が判明する、あるいは社会生活に適応できないおそれがあった児童を後援するために設置した養護施設であり、「柴島健康相談所」は、一時帰省者の宿泊やその家族の面談の場所、或いは、在宅ハンセン病患者の相談等が気兼ねなく行える場所として使用されていた施設であり、両施設がハンセン病問題を解決するため、社会的に果たしてきた役割は、大きかったものと認識しています。

○ ご要望の説明板の設置は、対応困難ですが、大阪府のホームページサイト「ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発」への掲載等できるよう今後検討してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

4. 差別と偏見解消のための啓発活動の充実について

（3）歴史資料の保存・活用

③ ハンセン病問題関連資料の収蔵・保存・閲覧コーナーの設置について「リバティおおさか」に収蔵されていたハンセン病問題関連の資料は、大阪公立大学に引き継がれることになりました。大阪公立大学のどこに連絡すれば、閲覧したり、活用することができるのかをお教えてください。

（回答）

- 大阪人権博物館の所蔵資料については、学術資料として活用するため、2025年度末以降に大阪公立大学に無償譲渡される旨の基本合意が、本年4月に大学と公益財団法人大阪人権博物館との間でなされたところです。
- 今後、移管に向けた具体的な協議を両者で進めていくこととなっており、移管後の資料の閲覧や活用については現在のところ未定です。

（回答部局課名）

副首都推進局 公立大学法人担当

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

4. 差別と偏見解消のための啓発活動の充実について

（3） 歴史資料の保存・活用

- ④大阪府に保管している歴史的資料及びそれを電子データ化したものについて、一部は大阪府ホームページで公開されていますが、その後活用方策を検討されたかどうかを明らかにしてください。今後も関連資料の取り扱いについては、当事者であるいちょうの会と協議の上すすめてください。ハンセン病問題に係る公文書の保存の在り方についての基本的な考え方をお示してください。

（回答）

- 府が有するハンセン病に関する歴史的資料を公開することは、府民が、ハンセン病の歴史的背景を理解し、ハンセン病回復者やその家族に対する偏見や差別の解消につながるものと認識しています。資料の活用方策の新たな検討事項はありませんが、今後とも一部資料をホームページにおいて公開してまいります。
- ご要望の関連資料の取扱いにつきましては、関係者の意見を踏まえることはもとより、個人情報保護の観点にも最大限配慮する必要があることから、慎重に進めてまいりたいと考えています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

5. 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について

（1）医療について

①大阪急性期・総合医療センターにおけるハンセン病回復者専門外来を継続してください。病院に直接電話した時に、対応する職員が専門外来のことを知らない場合がありますので、職員にその意義等徹底してください。

（回答）

- 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定に先駆けて、府では、平成20年4月から、地域で生活するハンセン病回復者の方が安心して医療機関を受診することができるよう、大阪急性期・総合医療センターのリハビリテーション外来において、ハンセン病回復者専門外来を開設しました。
- また、同法第16条において、回復者の方が「安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。」ことが国及び地方公共団体の責務として明記されています。
- 今後も、地方独立行政法人大阪府立病院機構及び大阪急性期・総合医療センターの協力を得ながら、回復者の方が安心して必要な医療を受けることができるようハンセン病回復者専門外来を継続し、職員にその意義等徹底するよう求めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

5. 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について

（1）医療について

②大阪府内の医療機関、また、大阪府医師会、大阪府病院協会、大阪府保険医協会等と呼びかけ、ハンセン病問題研修を実施してください。

（回答）

○ ハンセン病回復者の方が地域で安心して医療を受けるためには、ハンセン病を診察できる医師を増やすことが重要と認識しています。

○ 従来から実施しておりました「ハンセン病医学夏期大学講座」への職員（医師職）派遣及び本府主催の「医療従事者研修派遣事業」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止しておりましたが、令和6年度は「ハンセン病医学夏期大学講座」に職員（医師職）が参加しました。今後も継続して実施できるよう、関係機関と相談しながら、実施について検討してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

5. 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について

（1）医療について

③医療従事者がハンセン病後遺症の治療などについて専門的な相談ができるよう、大阪府のホームページに掲載していただきたい。

（回答）

○ ハンセン病に関する治療については、医療従事者の方々が、回復者それぞれの状態を踏まえ、治療などの判断をされ対応がなされております。

○ 国において医療関係者などを対象に、ハンセン病に関する最新知識等を伝える研修等が開催されており、府としては、こうした研修等について医療関係者へ向けホームページ等において周知・広報を行うなど検討してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

5. 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について

（2）介護について

①介護保険課、障がい福祉課と連携し、介護支援専門員や障害者に対する相談業務を担当している職員、高齢者福祉施設等の職員に対するハンセン病問題研修を実施してください。

（回答）

○ 大阪府社会福祉協議会が主催する地域福祉のコーディネーター（福祉専門職）を対象とした「地域福祉コーディネータースキルアップ研修」において、例年ハンセン病問題に関する講義を実施しており、令和6年度は、「ハンセン病回復者と家族のおかれている実態と課題」のテーマで研修が行われました。

○ 府としては、ハンセン病回復者の高齢化が進む中、地域で安心して介護サービスを受けるためには、介護職員等がハンセン病に関する知識を深めていただくことが必要であると認識しており、介護職員等が参加する研修等において、ハンセン病を含む様々な人権問題について学ぶ機会を検討してまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課（下線部について回答）
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（二重下線部について回答）
福祉部 高齢介護室 介護支援課（二重下線部について回答）
福祉部 高齢介護室 介護事業者課（二重下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会 ）

（要望項目）

5. 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について

（2）介護について

② 要介護度の認定に際し、ハンセン病後遺症である「末梢神経麻痺」について生活のしづらさ、外傷、火傷予防の必要性を理解し、調査項目に反映されるよう、国に要望してください。外傷、火傷、足底穿孔症治療のための訪問看護導入やフットケアが速やかに導入できるよう国に要望してください。

（回答）

○ 要介護認定は、申請者の介護の必要性やその程度等について判定するために、全国一律の基準に基づいて市町村が実施するものです。介護認定審査会において、認定調査の基本調査項目では反映しきれない心身の状態や介護の手間について、調査票の特記事項や主治医意見書により申請者の個別の状況を的確に把握し、適切な審査判定が行われることが重要であると認識しております。

○ 「末梢神経麻痺」等の知覚に関する症状等に係る必要な介助及びケアについては、認定調査時における調査票の特記事項へ記載されることと、主治医意見書により、認定審査において適正な判断を行うことが可能です。

大阪府におきましては、要介護認定の適正な判定に資するため、認定調査員、認定審査会委員及び主治医に対し、障がいや疾患の特性等によって生じる申請者固有の状況や介護の手間を重視するよう、研修の充実を図る等、必要な対応を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。